

土岐紅陵高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（けんかを含む）。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・張り紙や、落書きをされたりする。
- ・パソコンや携帯電話、メールのできる通信機器等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 本校の方針

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応、いじめに対する措置等に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・定期的に外部の意見を積極的に取り入れ、いじめ問題とその対策の検討を続ける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

「いじめ防止対策推進委員会」

[組織の構成員]

「いじめ防止対策推進委員会」の構成員には、外部の専門家を含めて構成する。

学校関係者 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学年主任、
教育相談担当

第三者 地域代表、保護者代表、外部の専門家

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応・いじめに対する措置等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として「いじめ防止対策推進委員会」を組織する。
- ・年2回定例の「いじめ防止対策推進委員会」を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。
- ・「いじめ防止対策推進委員会校内委員会」の決定に応じて、「いじめ防止対策推進委員会」を開催し、重大事態の調査・対応・措置等を行う。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・学校は「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル（別紙）」を定める。
- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を年複数回開催する。
- ・いじめ防止基本法に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づける。

【生徒支援部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。
状況により年2回～3回実施する。
- ・「心のアンケート」として、心身の不調や不安・悩み等を感じていないか、嫌な思いをしていることがないか、学校メールによるアンケートを毎月実施する。

- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通して社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を育むとともに社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では分かる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【進路支援部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【総務部】

- ・PTAの活動を通して、いじめ防止・撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 学校いじめ防止プログラム

月	行 事	取組内容 と その目的
4	始業式・入学式 情報モラル研修（1年） 身だしなみ指導 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒・保護者・関係諸機関に説明する。 ○以下、いじめの無い学校を目指し、いじめを見逃さない学校を目指して実施する。 ・いじめ防止に関する講話を実施する。 ・スマートフォンの望ましい使用方法について理解させる。 ・学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 ・いじめに関する情報を教職員間で共有する。
5	教育相談（二者面談）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況やいじめ等の存在確認を行うとともにその対応をする。

	身だしなみ指導 SC（スクールカウンセラー）による支援 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 ・いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 ・いじめに関する情報を教職員間で共有する。
6	第1回いじめ防止対策推進委員会 職員研修 身だしなみ指導 第1回いじめ調査（全校） SCによる支援 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の方針と生徒の生活状況やいじめ等の具体的対応の情報共有とともに対応について協議する。 ・いじめ防止への取組と心理検査等の有効な活用方法についての研修を図る。 ・学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 ・すぐメール（学校メール）機能を活用したいじめ調査を実施して、いじめの掌握とその情報共有と共に対応を行う。 ・いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 ・いじめに関する情報を教職員間で共有する。
7	第1回県いじめ調査（4～7月） 職員心理テスト研修会 三者面談 身だしなみ指導 SCによる支援 情報モラル研修（1・2年） 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・この期間のいじめ対応に関する確認を行う。 ・外部講師から心理テスト結果について助言を受ける。 ・生徒の生活状況といじめ等の確認及び、いじめの事実とその対応等の伝達・確認を行う。 ・学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 ・いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 ・岐阜県警少年サポートセンターによる情報モラルを高める研修会を行う。 ・いじめに関する情報を教職員間で共有する。
8	始業の会 身だしなみ指導 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する講話を行い安全・安心な学校生活について考えさせる。 ・学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 ・いじめに関する情報を教職員間で共有する。
9	職員研修 職員教育相談研修会 SCによる支援 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業明けの生徒情報交換会を行い生徒の変化及び対応について理解を深める。 ・SCを講師として、教育相談対応に関する研修を行う。 ・いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 ・いじめに関する情報を教職員間で共有する。
10	企業体験学習（1年） 身だしなみ指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマナーの習得と社会規律の習得について理解を深めさせる。 ・学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の

	SCによる支援 情報交換会	<p>確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 いじめに関する情報を教職員間で共有する。
11	<p>人権同和研修会</p> <p>統一LHR</p> <p>身だしなみ指導</p> <p>第2回いじめ調査（全校）</p> <p>SCによる支援 情報交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師による人権講話を聞き、他人を思いやる気持ちや人権意識を高めさせる。 望ましい人間関係について考え、いじめのない学級づくりに取り組む。 学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 すぐメール（学校メール）機能を活用したいじめ調査を実施して、いじめの掌握とその情報共有と共に対応を行う。 いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 いじめに関する情報を教職員間で共有する。
12	<p>第2回県いじめ調査（4～12月）</p> <p>三者面談</p> <p>SCによる支援 情報交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> この期間のいじめ対応に関する確認を行う。 生徒の生活状況といじめ等の確認及び、いじめの事実とその対応等の伝達・確認を行う。 いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 いじめに関する情報を教職員間で共有する。
1	<p>職員研修</p> <p>身だしなみ指導</p> <p>SCによる支援 情報交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 冬季休業明けの生徒情報交換会を行い生徒の変化及び対応について理解を深める。 学校生活における規律を正し、授業に真剣に取り組む姿勢の確認を行う。 いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 いじめに関する情報を教職員間で共有する。
2	<p>第2回いじめ防止対策推進委員会</p> <p>SCによる支援 情報交換会</p> <p>第3回いじめ調査（全校）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校の方針と生徒の生活状況やいじめ等の具体的対応の情報共有とともに対応について協議する。また、いじめ防止の年間の取組みの検証と課題を検討し、次年度につなげる。 いじめの早期発見とその対応について助言を受ける。 いじめに関する情報を教職員間で共有する。 すぐメール（学校メール）機能を活用したいじめ調査を実施して、いじめの掌握とその情報共有と共に対応を行う。
3	<p>第3回県いじめ調査（4月～3月）</p> <p>職員研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> この期間のいじめ対応に関する確認を行う。 今年度の反省と来年度に向けての方針を検討する。
逐次	<p>ハローモーニング</p> <p>いじめ防止対策推進委員会校内委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> PTAの協力により、明るい挨拶と良い人間関係確立に取り組む活動を体験させる。 いじめ等に関する情報共有と事前・事後対策等について協議する。

スペシャリストサポート事業による カウンセリングの実施	・生徒等の求めに応じて、生徒のカウンセリングを実施し、いじめ等に対応する。
--------------------------------	---------------------------------------

※「心のアンケート」として、心身の不調や不安・悩み等を感じていないか、嫌な思いをしていることがないか、学校メールによるアンケートを毎月実施する。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織の名称]

「いじめ防止対策推進委員会校内委員会」

[組織の構成員]

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学年主任、教育相談担当、その他必要と認められる職員

[組織の運営]

- ・早期発見・早期対応・いじめに対する措置等を実効的かつ組織的に行うために組織する。
- ・いじめ事態に際しての必要な調査等を行うと伴に、「いじめ防止対策推進委員会」の開催の有無を決定する。

[組織対応]

- ・いじめを発見し、または相談を受けた場合には、職員は速やかに「いじめ防止対策推進委

員会校内委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければいけない。

- ・「いじめ防止対策推進委員会校内委員会」の決定により開催された「いじめ防止対策推進委員会」が対応を行う。
- ・必要に応じて県の施策「スペシャリストサポート事業」等を活用する。

[対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。

- ・「いじめの解消の判断」は、いじめの対応後 3 カ月をめどとし、被害生徒とその保護者への面接等を実施し、その結果を総合的に（いじめの行為の止んでいること及び精神的な苦痛が無くなっていること等）判断して、いじめが存在しないと確認された場合に、いじめが解消したと判断するものとする。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調

査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・「いじめ防止対策推進委員会」に、さらに必要な第三者を加える。
 - ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
 - ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」等を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データ（心理検査等、いじめ調査（記名による）、迷惑調査（記名による））の原本等（一次資料）と、事実確認の結果を記録した文書等（二次資料）や調査報告書は卒業後5年間保存する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成 26 年	4 月	策定
平成 27 年	4 月	一部改定
平成 28 年	4 月	一部改定
平成 29 年	4 月	一部改定
平成 29 年	10 月	一部改定
平成 30 年	5 月	一部改定
平成 30 年	10 月	一部改定
令和元年	7 月	一部改定
令和 2 年	6 月	一部改定
令和 3 年	7 月	一部改定